人事 院 は、 国家公務員災害補 償法 (昭和二十六年法律第百九十一 号) に基づき、 人事院規則一六一〇

員の災害補償)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年一月十八日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一六一〇一七三

人事院規則一六一〇 (職員の災害補 償) の 一 部を改正する人事院規則

人事 院規則一六一〇 (職員の災害補償) *⑦* 部を次のように改正する。

次の 表により、 改正 前 欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下 「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、 これを当該傍線部分のように改め、 改正 後欄 に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

一(略)	別表第一(第二条関係)	改正後
一 (略)	別表第一(第二条関係)	改正前

6 \ 13 る疾病 \Diamond 5 $\frac{1}{5}$ 眼疾 瘍 等 生じ 従事 造 正 物 放 血 理 規 器障 患、 た次に 0 L 射 第三条第 的 則 放射線 線」 たため生じた急性放射線 $\overline{}$ 因 (略) (略) 害、 放 子 という。)にさらされる業務 射 掲げる疾病及びこれらに付 にさらされ 骨え死その 線 皮膚障害、 五. 肺 項 (職 炎、 12 規定する放 員 る業務 再生不良性 他 0) 白内 放 の放 射線障 |障等の に 射 症 従 射 線障 貧 線 事 害 皮膚 血. 放 L 以 害 たた 等 \mathcal{O} 随 射 防 潰 す \mathcal{O} 線 に 下 6 \ 13 る疾病 5 1 め生じた次に掲げる疾病及びこれらに付 物 害 等 射線 正 従事したため生じた急性放射線症 いよう等の放射線皮膚障 「放射線」という。)にさらされる業務に \mathcal{O} 理 規 、眼疾患、 造 第三条第一項に規定する放 則 的 因子にさらされる業務に 血 略 (略) 器 \bigcirc 障 放射 害、 五. (職 線肺 骨え死その 員 炎、 0 害、 放射線 再生不幸 他 白内 射線 の放 従 障害 · 冷 等 良性 事 皮 射 Ĺ 以 膚 たた \mathcal{O} 線障 随 貧 \mathcal{O} す 防 血 放 カ

る疾病	る疾病
め生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随す	め生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随す
四 化学物質等にさらされる業務に従事したた	四 化学物質等にさらされる業務に従事したた
4•5 (略)	4•5 (略)
害又は運動器障害	又は運動器障害
腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障	等の末しょう循環障害、末しょう神経障害
用する業務に従事したため生じた手指、前	する業務に従事したため生じた手指、前腕
岩機等の身体に振動を与える機械器具を使	機等の身体に振動を与える機械器具を使用
3 チエンソー、ブツシュクリーナー、さく	3 チェンソー、ブッシュクリーナー、削岩
1•2 (略)	1 • 2 (略)
れらに付随する疾病	れらに付随する疾病
に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこ	に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこ
三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務	三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務

1 人事院の定める単体たる化学物質又は化

(合金を含む。) にさらされる業務

12

従事したため生じた疾病であって、人事院

合物

が定めるもの

2 ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル

樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらさ

れる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎|

症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

3 すす、鉱物油、漆、テレビン油、ター

ル、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等に

さらされる業務に従事したため生じた皮膚

疾患

4~9 (略)

1 人事院の定める単体たる化学物質又は化

合物(合金を含む。)にさらされる業務に

従事したため生じた疾病であつて、人事院

が定めるもの

2 ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル

樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらさ

れる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎

症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

3 すす、鉱物油、うるし、テレビン油、

タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤

等にさらされる業務に従事したため生じた

皮膚疾患

4~9 (略)

5~7 (略)	5~7 (略)
に従事したため生じた尿路系しゆよう	に従事したため生じた尿路系腫瘍
4 四―ニトロジフエニルにさらされる業務	4 四―ニトロジフェニルにさらされる業務
に従事したため生じた尿路系しゆよう	に従事したため生じた尿路系腫瘍
3 四―アミノジフエニルにさらされる業務	3 四―アミノジフェニルにさらされる業務
務に従事したため生じた尿路系しゆよう	務に従事したため生じた尿路系腫瘍
2 ベータ―ナフチルアミンにさらされる業	2 ベータ―ナフチルアミンにさらされる業
ため生じた尿路系しゆよう	ため生じた尿路系腫瘍
1 ベンジジンにさらされる業務に従事した	1 ベンジジンにさらされる業務に従事した
及びこれらに付随する疾病	及びこれらに付随する疾病
る業務に従事したため生じた次に掲げる疾病	る業務に従事したため生じた次に掲げる疾病
七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされ	七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされ
五·六 (略)	五·六 (略)

ホジキンリンパしゆ	キンリンパ腫
ゆ、甲状せんがん、多発性骨髄しゆ又は非	腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジ
生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉し	生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉
14 放射線にさらされる業務に従事したため	15 放射線にさらされる業務に従事したため
11	12
	たため生じた尿路系腫瘍
	フェニルメタンにさらされる業務に従事し
(新設)	11 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジ
ため生じた肝血管肉しゆ又は肝細胞がん	ため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん
10 塩化ビニルにさらされる業務に従事した	10 塩化ビニルにさらされる業務に従事した
9 (略)	9 (略)
じた肺がん又は中皮しゆ	じた肺がん又は中皮腫
8 石綿にさらされる業務に従事したため生	8 石綿にさらされる業務に従事したため生

栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、	栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、
細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞	細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞
塞、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室	塞、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室
業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗	業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗
の業務その他血管病変等を著しく増悪させる	の業務その他血管病変等を著しく増悪させる
八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間	八 相当の期間にわたって継続的に行う長時間
病	病
務に従事したため生じたことの明らかな疾	務に従事したため生じたことの明らかな疾
原性物質又はがん原性因子にさらされる業	原性物質又はがん原性因子にさらされる業
16 1から15までに掲げるもののほか、がん	17 1から16までに掲げるもののほか、がん
従事したため生じた皮膚がん	に従事したため生じた皮膚がん
アルト又はパラフインにさらされる業務に	ファルト又はパラフィンにさらされる業務
15 すす、鉱物油、タール、ピツチ、アスフ	16 すす、鉱物油、タール、ピッチ、アス

九・十 (略)	る疾病	脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随す
九・十 (略)	る疾病	脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随す

この規則は、公布の日から施行する。

附

則